

## 第4章 目標値の設定と計画の見直し

前章の基本理念で述べたとおり、本市においては、様々な取組が少しずつ動き出しつつあるものの、全体としては、前基本計画で設定された目標値を大きく下回る実績となるなど、未だ六次産業化の進展の途上にあると言えます。こうしたことも踏まえ、本基本計画では、意識の啓発や人材の育成など六次産業化の機運の醸成等を図るための施策を中心に進めてきた前基本計画の基本理念を変更し、各取組の進化・発展を図る施策にも重点を置いていく観点から、「六次産業化ネットワークの構築～意欲ある農林漁業者を中心として～」との新たな基本理念を掲げました。

他方、本市全体の六次産業化の更なる進展を図るためには、前基本計画と同様に、本基本計画においても、得ようとする成果を具体的な目標値として掲げ、その達成状況等を見ながら、必要に応じて各事業の内容等の見直しを行うことが重要です。

本基本計画においては、前述のとおり新たな基本理念を掲げたことを踏まえ、目標値を以下のとおり設定することとします。

計画期間（2019～2023年度）内に

六次産業化等により新たに生まれた商品・サービスの数 30

前基本計画においては、人材の育成等を中心に各種施策の展開を図ることとしたため、これを踏まえて農林漁業の六次産業化に取り組む主体に着目した目標値を設定しました。一方、本基本計画においては、農林漁業者のみならず、消費者や他産業など多様なネットワークの形成・強化を基本に、それぞれの取組の更なる進化・発展を図るための施策にも重点を置くこととしました。

このため、前基本計画で設定された目標値を踏襲するのではなく、六次産業化の取組をはじめ、農商工連携の取組など、様々な取組の実施により得られる果実としての商品・サービスに着目したものに変更することが、より適切であるとの考え方から、以上のとおり新たな目標値を設定したものです。

なお、本基本計画においても、前基本計画と同様に、目標値の達成状況や各事業の進捗状況等を踏まえつつ、様々な情勢の変化にも速やかに適応していく観点から、各事業の内容等の見直しだけでなく、必要な場合は本基本計画自体の見直しも視野に入れた検証を行う考えです。